

イギリスにおける産業国有化と労使関係(2)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大學商學研究所 公開日: 2009-04-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 栗田, 健 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/5837

イギリスにおける産業国有化と労使関係(三)

栗 田 健

目 次

はしがき

第一節 労働組合組織の展開

第二節 労働組合の機能の変質(以上本誌第49巻第6号)

第三節 労働組合運動における産業国有化政策の限界(以下本号)

むすび

第三節 労働組合運動における産業国有化政策の限界

—

前節までに見たように、イギリスにおける産業国有化政策の推移は、労働組合運動における産業別組合組織の生成と定着の過程に照応していた。そして結果として労働組合の行政組織への転化という現象を残したのであった。産業国有化というイギリス資本主義が生み出した産業政策が、労働組合に対して、一方において発達した組織としての産

業別組合にそれが要求する制度的な諸条件を与えながら、他方ではその機能を行政的機構のそれに圧縮した理由は、国家独占資本主義段階における労働組合が、資本主義の内在的な一機構として包摂され、労働運動を行政的な権威によって制約する方向に利用されるという、すでに定式化された論理をもって簡単に説明することができる。しかし、同時に問われるべき問題として、このような論理の発現を労働組合運動が許した、あるいは許さざるを得なかった理由はどこにあるのであろうか。イギリス労働運動の思想的骨格までを問題にすれば、これにはさまざまな解答を与えることができるであろう。しかし、本稿の限られた課題設定の中でこの問題への接近を試みるとすれば、イギリス労働組合が到達した業別組合運動の内在的論理におけるその必然性を追求しなければならないであろう。

この視点から見てもわれわれにとって最も重要なことは、石炭産業における国有化が、資本集中の後進性によって産業別組合としての機能を制約されていた労働組合運動が、戦後の国家的統制を通じてようやく具体化してきた資本の集中の中に自らの機能の促進を発見し、それを固定化する政策として産業国有化を推進したことである。それは労働組合が資本集中という、階級関係における資本の支配強化を必然化する経済的過程の進行に同調したことを意味している。したがって産業国有化政策がこの場合に持った役割は、イギリス資本主義の第二次大戦以後の世界経済における地位の強化という、この時期の経済政策を貫く一般的性格の中にとどめられていたのであった。もちろんそれは、政府、経営者あるいは労働組合の指導層の中のいずれか一つの主体の意図が実現したというような直線的なものではなく、それぞれの主体は相異なる問題意識をこの産業の国有化に抱いていたのであり、そのために激しい対立を形成していたが、その力関係の結果としてここに見たような同調が起こったのである。しかし、この力関係の均衡状態の一翼を担った労働組合運動の内的な論理として確認しておかねばならないことは、産業別組合に固有の政策としての産業国有化政策が、社会主義的要求としてではなく、すぐれてイギリス資本主義の再編成と結合するものとして機能

したことであり、その根源が労働組合の団体交渉機能の追求にあったことである。このような現象は、産業別組合が資本主義の現段階における労働組合の典型として規定されるとすれば、一般的に労働組合運動が資本主義の危機——それは戦後のイギリスにおいて最も鮮明に現象した——においてどのような役割を持つかを占うために、重要な一つの例証を提供するものであるということができる。

筆者が産業別組合に資本主義の現段階における労働組合の典型という規定を下した理由は、労働組合の論理的展開の帰結として産業別組合を位置づけたことに依拠しているが、かかるものとしての産業別組合には、その存在条件として完全雇用政策と産業国有化政策とが二者択一的に要求されていた。すなわち、労働市場における取引主体としての労働組合がその機能を遂行するために、労働力商品の商品性を確立し、その市場性を高めることを主要な政策としていた職能別組合においては、資本主義経済の景気循環による労働力商品の吸引・反撥はその組織原理に内包されるものであったのに対して、失業の構造化を生み出す独占資本主義に対応するものとしての産業別組合は、資本の労働力に対する吸引・反撥の運動から労働者階級の組織的交渉力を切離し、労働条件を市場のメカニズムから隔離し、労働組合の制度的安定をもたらすための機能を追求した。

その過程で、労働組合が従来持ちつづけてきた労働市場の調節のための諸機能は、一連の社会政策、すなわち失業保険、健康保険、国民年金などに分解され、国家財政と結合するにいたり、労働市場、ひいては労使関係の安定についての政府の役割を飛躍的に高める一方、労働組合運動そのものをプレッシャー・グループ的な機能のものに一步おし進める働きをした。労働組合が労働者階級の存在条件との関連において占める位置は、バーバラ・ウットンが定式化しているように、「独占的販売者ではなく、個々の販売者の代表」というような変化を遂げたのである。かつて、職能別組合はその個別的な利害関係に埋没し、相互に全く切離された行動をとりながら、商品市場としての労働市場のメカニズムを確立することによって、結果的には国民経済における労働力の再生産構造を確立する役割を担っていたのであり、言葉を変えれば、自らを自由主義的な論理によって律することによって、職能別組合は自由主義経済としての資本主義と同化することができた。これに対して産業別組合は、自由主義的な労働市

場の展開が資本集中にもなつて質的変容を受け、既成の労働組合の機能がその限界に達したことを基礎として成立したのであり、もはや労働力の商品性に全く依拠することによつては資本主義経済と同化することができなかつた。失業、疾病、養老など、労働市場の需給関係の重要な要素に対して労働組合がその機能を原則的に放棄したことはその端的なあらわれである。しかし、資本主義経済への労働組合の同化——それは「労使関係」が成立するための絶対的な条件である——を達成するためには、これらの機能が資本主義経済の内的な機構によつて代位されることが不可欠であつた。失業保険法などの確立過程に見られた国家の介入による労働市場の調節は、さらにすすんで資本主義の危機を反映して完全雇用政策への展開を見るにいたるが、それは労働組合を、ひいては労働者階級を資本主義経済に同化させるための方策にはかならなかつた。

このような関連の中で、産業別組合は資本主義経済の中に不安定な基盤を見出し得ていくにすぎない。それが全労働者階級の再生産機構に確実な位置を占め得る条件は、失業の問題が外的に解決され、産業別組合の交渉力が国民経済的規程での労働条件の水準に影響を与え得ることである。しかしそのいずれも確かな保証の与えられたものではない。失業問題の解決については、兩大戦間において失業の大量かつ長期的な発生にもなう失業保険の国庫への依存増加が財政的な限界に直面し、それにもなつて労働組合を疎外するような形態で失業者運動が発生したことは筆者が別のところで分析したところであり、それが産業界有化という産業別組合のもう一つの政策を根拠づけたことも再三述べたことである。また第二の条件である交渉力については、それが予期された全産業的規模で作用したか否かはあらためて検討することを要することであるが、それを遂行するためには労働組合の交渉上の地位が、石炭産業におけるNUMの如く、独占的なものとならざるを得ないことは明瞭であり、そのための最も確実な保証として、ここでも産業界有化が意図されるにいたつたのであつた。このようにして、産業別組合が労働者階級の再生産構造に定置されるためには、産業界有化への志向がとられることは必然的だったのである。

以上のような論点を事実をうらづけとしながら展開していく際に、われわれが労働組合分析の基準として意識しておくべきことは、産業別組合という労働組合の類型は、その生成の論理によつて、ゼネラル・インタレストあるいはナ

シヨナル・インタレストへの対応を義務づけられていたことである。すなわち、それは失業問題の解決——別の言葉でいえば現段階の資本主義の矛盾の「解決」——をその存在にとっての前提条件とするという意味で、国民経済的規模での運動をとり上げねばならないのであり、したがって労働組合運動が資本主義の課題を自らの課題として担い、対応しなければならぬ環境におかれたのである。別に言葉で表現すれば、かつては職能別組合がセクシヨナル・インタレストの追求を通じてその結果としてシヨナル・インタレストの中に自己を定着せしめたのに対して、産業別組合はナシヨナル・インタレストを自らの追求目標とすることによって、その結果としてセクシヨナル・インタレストを満すことが可能であるような地位を与えられたのである。このような存在としての産業別組合がその固有の政策として提起した産業国有化政策は、したがって、それがそれぞれの労働組合にとって有意義な政策であるかどうかという個別的な価値基準からの判断によって評価されるのではなく、現段階の資本主義において労働組合がその存在の論理を貫徹する形式の一つとして理解され、評価されなければならない。産業別組合が労使関係において独占的地位を占めることも、また場合によってその地位を失うことも、ナシヨナル・インタレストとの結合によって左右されているのである。

このような視点から、われわれはイギリスにおける産業国有化政策の戦後における諸問題の理解のために、産業別組合が自ら担ったこのナシヨナル・インタレストがどのように意識されたかを追求することが必要であろう。そしてこの両者の関連について、われわれはイギリスにおける国家独占資本主義の発展の「結果」として労働運動がいかなる地位を与えられたか、という視点と同時に、独占に対して、労働運動がいかなる政策を形成したかという視点を意識する必要がある。なぜなら、産業別組合が担わされるにいたったナシヨナル・インタレストは決してア・プリアリに規定を受けているものでなく、資本主義体制の展開に対応して極めて流動的な変化が可能だからである。そしてそ

の変化の中にこそ、われわれは労働運動が体制のあり方自体を規定する主体的契機を発見しうるのである。ごく限られた当面の課題の中から具体的に例をあげれば、われわれがこれまでに考察してきた現象はイギリスにおける産業国有化政策の推移であって、産業国有化政策一般の必然的な道程ではない。一九世紀末の「新組合主義」運動の中で提起された産業国有化思想は、まぎれもなく社会主義思想に包摂されたものであったし、第一次世界大戦後の運動も、今日見られるような結果によってその全目的を達したものとするような内容ではなかった。したがってその結果として労働組合の機能の上に加えられた諸限界は、そのまま産業国有化政策の労働組合の政策としての限界を意味するものではない。このような特殊イギリス的な展開の一面性を指摘することは、産業国有化政策が持つ労働組合の政策としての意義を規定し、今日的情況からの展開ないし脱皮の方向性を規定するために不可欠の作業なのである。

われわれがイギリスにおける産業国有化政策の展開過程の特徴として指摘しうるのは、労使関係との関連においては、何よりもその経営組織が「公社」public corporation という形態をとったことである。「公社」を推進する本来の力は、一方では経営に対する国会の監視からの自由を獲得し、他方で人事と経理への大蔵省の支配からの自由を獲得するという、両面の要求から生れた⁽¹⁾とロブスンが述べているように、この経営組織は国家権力の支配を抑制するという欲求を基礎とするものであり、その限りでは、ウィットレー委員会の提言に妥協して、半数の労働者代表を含む経営を内容とする産業運営を標榜した、第一次大戦直後の石炭産業国有化問題における労働運動の主張と敵対するものではなかった。しかし、この公社が他方で経営への労働者参加をも否定し、「労働者管理」運動としての起源を持つ労働組合の産業国有化運動との間に深い隔絶を持つにいたったとき、それは私企業との可能な限りの近似性を目標とするものにならなかったのである。

かかるものとしての公社によって国有化産業が運営されるにいたったのは、すでに述べたように、ハーバート・モ

リスンによって、第二次労働党内閣の下での行政として、ロンドン市の旅客運輸業の公有化が施行され、その方式が第二次大戦後の労働党政府の産業国有化政策に伝承されたことの結果であったが、モリスンによって行なわれたロンドン市の旅客運輸業のこの再編成方式は、その登場の形式において、イギリス労働運動にとって極めて唐突だったのである。すなわち、A・H・ハンスンが回顧して述べているところに従えば、「この方法は何らかの会議の決定によるものでも長期にわたって練り上げられたものでもなく、また労働運動の組織において充分討論されたものでもなかった。それが労働運動の多くの分野での見解にかなり衝撃的なものであったということの例証は、数多く発見することができる⁽²⁾」というように、従来の政策との間に連続性を持たないものとしてそれは提起されたのである。重要なことは、この唐突な、しかも非組織的な政策転換が、急速に労働運動内部に普及され、権威づけられたことである。第二次労働党内閣の施策としてそれが提起されたときには、公社という運営方式は労働党政府の「少数派政府」という特殊条件にもとづくやむを得ない妥協と考えられ、したがって「当座の」(ad hoc)方策として受け容れられたのであったが、その後の産業国有化政策をめぐる論議は、公社による産業の再編成を一つの体系的な「方針」の地位におしあげ、ついには支配的なものとするにいたった。この経過こそ、産業国有化政策が理念の場から労働運動という形而下的な舞台に降り立ったとき、どのような作用を持つものに形づくられるかの例証である。以下、時代を若干さかのぼってその経過の中にあつた意味を探ってみよう。

(1) W.A. Robson, *Nationalized Industry and Public Ownership*, 2nd ed., 1962, p. 59.

(2) A.H. Hanson, *Labour and the Public Corporation*, in: *Public Administration*, vol. 32, 1954, p. 203.

イギリス労働運動にとって、第一次世界大戦までの時期には、産業の国有化とは産業の国営化にほかならなかった。資本の収奪から労働者の生活を守るためには、生産手段への私的資本の支配力を排除しなければならず、そのためには生産手段の所有を廃止して国家的な所有に移さねばならないという論理が産業国有化運動を導いたのであり、いいかえれば所有と経営は全く一体のものとして把握されていたのであった。第一次世界大戦までに労働党によって提出された産業国有化についての法案は、すべて国営事業体の設立を意味していた。このような方向がとられたことについて、オステルゴール G.N. Ostergaard は次のように述べている。

「立憲的な社会主義者にとっては、国有化された産業のモデルとして郵便局を承認することは、地方的産業の行政形態として地方自治体を承認することと同様に、自然なことであった。」⁽¹⁾

ここで彼がいう立憲的な社会主義者とは、いうまでもなくフェビアン社会主義者であり、フェビアン主義の国家に対する認識を基礎として、かかる産業国有化の方向が生み出されたのである。しかし、ひとりフェビアン主義者にとどまらず、産業国有化がもたらすであろう国営事業に、従来の資本家的経営の中の不安定な地位からの脱出を期待していた点においては、労働組合運動もまた同じ認識、同じ意図を持っていたということができる。さかのほれば一九世紀末の「新組合主義」運動の中で、失業救済と市場貸金率の維持のために「官営事業場の設置」が唱えられたときに、すでに国家による産業経営は資本主義の唯一の代替者として意識されていたと見るべきであろう。しかし、国有化産業をどのように運営するかという問題は、この段階においてはほとんど意識されるまでに到っておらず、未分化の状態にあった。E・エルドン・バリーは次のように述べている。

「九〇年代に国有産業における運営の問題を解決しようとする試みを見出すことはできない。たとえばケア・ハーディはこの問題をどのように考えていたのであろうか。後にいったって彼は産業の国家的所有というはっきりした

社会主義的見解を持つにいたったが、彼が運営の問題を気にしたとは考えられない。九〇年代にはまだ彼は(八〇年代には全面的な期待をかけていた)協同組合的生産という考え方から国有化という考え方へ移行の段階にあり、国有化についてはR・スミリーやW・スモールとの接触を通じて最も強く影響を受けていた。ところでこの二人は石炭産業を『郵便局のように』国家機関 state department によって処理することで満足していたのである。⁽²⁾

このような国有産業の形態を想定していたことは、初期の産業国有化思想が社会主義的思想として純粹であったことの例証である。しかし、すでに筆者が別稿で指摘したように、この純粹な社会主義思想は労働組合運動を支配し得なかつたが故にこそ純粹であつたのであり、一八九四年のT・U・C大会における「生産・分配・交換の諸手段の公有」という決議は、ヘンリー・コリンズが適切に評価しているように、社会主義者の皮相な勝利にすぎなかつた。⁽⁴⁾ としてイギリス労働運動における社会主義の性格は、一九世紀末の一時的な後退のあとで、労働組合運動と結合することによってその「純粹性」を「現実性」に轉換していくのであるが、その一つの昂揚が、いうまでもなく、第一次大戦後の産業国有化運動であつた。

この点については、さきにも述べたように別の機会に詳述しておいたから繰返すことを避けるが、当面の課題との関連で銘記されるべきことは、第一に、戦前の「大不安」the Great Unrest を形づくつた労働運動の新しい動向と、それを継承し発展せしめた石炭産業の国有化運動が、国有産業の運営の主体として労働組合をクロース・アップさせたことと、第二にこの労働組合による産業の管理・運営という政策が、運動の展開過程で急速に半数の労働者代表を含む理事会による管理・運営という構想——いわゆる共同管理 joint control——に席を譲り、最終的にはそのいずれもが否定されて、団体交渉の機構だけが遺産として残されるにとどまつたことである。第一の点からは、産業国有化政策が労働組合運動にとって単なる運動目標の表明ではなくなり、具体的な政策としての地位を獲得したことがその意義として確認される。第二の点からは、それにもかかわらず労働組合の政策

としての産業国有化政策は、団体交渉の領域に容易に解消させられる傾向を帯びていることを知る事ができる。要約すれば、イギリスにおける産業国有化政策は、労働組合運動の団体交渉機能の上に形成され、その限界内にあったことが特徴として把握されなければならない。

ともあれ、石炭産業をめぐって展開された産業国有化運動は、「労働者管理」workers' control という理念に内容を持たせる媒介の役を果たした事において、画期的であった。というわけは、一九一九年にM・F・G・Bによって用意された炭鉱国有化法案においてはじめて労働者による炭鉱の経営という考えは文章化されたのであり、それ以前の段階では、国有化は所有の移転だけを問題にするだけの論議にすぎなかったからである。例えば、一九一九年法案の中で、最も重要な規定として評価されなければならないところの、労働組合が労働者代表をいつでも差し替えることができるという規定——これによって労働者管理は労働者組織による産業運営という内容を保障されている——は、サンキー委員会に提出される僅か一六日前に法案に挿入されたというエピソードが残されている。⁵⁾ このエピソードが物語るように、炭鉱国家管理の廃止というM・F・G・Bにとって存亡の機においてはじめて、産業国有化は労働組合の「政策」としての内実を、労働組合の支配の下で産業を運営するという形態で与えられたのであった。

しかし、産業国有化政策がようやく労働者管理として具体化したとき、それはイギリス労働運動を構成している数多くの要素の間にある異質性を表面化するところとなった。ダールが述べているところによれば、それはフェビアン主義、ギルド社会主義そして労働組合主義の三者の対立としてあらわれた。⁶⁾ さしあたってはフェビアンとギルド社会主義との間で、労働者管理の是非をめぐって争われたが、その対立は、フェビアンが国家の機能を重視して労働者管理という考えに反対し、代わりに国会による管理を主張したのに対して、ギルド社会主義が、労働者による直接的生産支配を社会変革に必須の条件とする立場から、労働者管理を推進するという点にあった。この両者の思想的背景に

まで立ち入って分析する余裕はないが、この対立は、両者がともにイギリスの政治的環境から影響を強く受けているという共通点を持ちながらも、安易な妥協が許されない深刻さを持っていた。

もともと「労働者管理」は、第一次大戦までの国有化運動で経営組織として当然の前提とされてきた国家機関による経営 departmental management に代わってその地位を占めるはずのものであった。国家機関の経営に対しては、主としてサンディカリズムの運動から、戦前から批判が行なわれてきており、「一種の国家資本主義にすぎないものとしての国有化」という見方がそれに向けられていた。このような批判を根拠とする労働者管理運動は、生産者ギルドとしての産業別組合が、その産業の全労働者を組織し、国家によって所有された産業を信託されて運営するという、ギルド社会主義の構想との間に最も親密な関連を持っているのであった。したがってそれは国家によってこそ自由と繁栄が建設されうるといふ進化論的基盤に立つフェビアン主義には、むしろ対立する性格のものであった。

石炭産業の国有化を推進する闘争の中でイギリスの労働運動が生み出したのは、この両者の妥協であり、それは「共同支配」 joint control という表現に端的にあらわれている。それは、M・F・G・Bの石炭産業国有法案に見られるように、経営機関の半数を労働組合の代表者によって占め、残りの半数を公共の利益の代弁者としての国家を代表するものによって構成し、これを行政と結合するものとして大臣が議長の地位につくという方式を提唱していたが、この形式はギルド社会主義とフェビアン主義の主張を、双方をとり入れながら同時に双方の理念としての体系を破壊しつつ、盛り込んでいる。そしてこのような妥協を成立せしめた第三の立場は、正にイギリス労働運動の主人公である労働組合の立場であり、団体交渉力を温存し、強化しようとする労働組合主義のものであった。激しい三年にわたる国有化闘争の結果が産業規模での団体交渉制度を形成するだけに終わったことが、ただ彼我の力関係の帰趨によって説明されるだけでなく、その力関係を構成している労働運動内部のこのような諸要素の未分化の状態にも関心が払

われねばならないことを、この一例は示している。それと同時に、労働者管理の問題をめぐってはしなくもあらわれた対立は、その後の産業国有化運動の中に時には顕在的に潜在的に生きつづけたのであり、そしてそれを妥協せしめるものとしての労働組合主義も、時に応じて姿を変えながら生きつづけたのである。われわれはそれを運動の後退譜の中で探ることによろ。

- (1) G.N. Ostergaard, *Labour and the Development of the Public Corporation*, in: *the Manchester School of Economics and Social Studies*, vol. 22, 1954, p. 194.
- (2) E. Eldon Barry, *Nationalisation in British Politics: the Historical Background*, 1965, p. 172.
- (3) 拙稿「産業国有化政策と労働運動」〔大河内一男先生還暦記念論文集〕第二集「労働経済と労働運動」所収）参照。
- (4) ヘンリー・コリンズ（岸本英太郎訳）「現代労働組合論」一九五四年、一〇二頁。
- (5) cf. D.N. Chester, *Management in the Nationalized Industries*, in: *Public Administration*, vol. 30, 1952, p. 69.
- (6) R.A. Dahl, *Workers' Control of Industry and the British Labor Party*, in: *American Political Science Review*, vol. 41, 1947, p. 876.
- (7) Ostergaard, *op. cit.*, p. 197.

三

石炭産業の国有化運動が一応の終結を見た一九二一年以降のイギリス労働組合運動は、終始失業との抗争であった。第一次世界大戦の結果としてイギリス帝国が世界経済の中心の地位を失ったことは、資本と賃労働関係を逃げ場のない緊張した状況に迫りやった。一九二六年のゼネ・ストを頂点とするこの緊張関係は、当然のことながらイギリス労働運動を構成する諸要素間の異質性を拡大させ、露呈した。労働者管理を骨子として一応のまとまりを保っていた産業国有化政策も、すでにその初発において内包していた対立が、次第に包摂しきれない大きさに成長を遂げて行くこ

とを抑えられなかった。ゼネ・ストが決定的な敗北に終ったことは、このような内部対立を一挙に清算するためのきっかけを作った。国有産業の運営を公社方式によることに方針が決められていったのは、このような情勢においてであった。

この過程の背景として見落すことができないものは、ゼネ・ストの敗北のあとを受けておしすすめられた「産業合理化運動」rationalization movement と、それへの労働組合の対応である。イギリスにおける産業合理化運動は、一九二五年にドイツを起点として国際的運動として展開されたものの一環をなしてはいるが、その性格において独自の特徴を持っていた。それは佐野稔氏によれば次のようなものである。

「英国の産業合理化は、その金利生活者の資本主義 (Rentier Capitalism) を基底とし、『防衛機構』としておこったがゆえに、技術的改善ではなくして、独占化の緩慢かつ低度な企業組織の支配集中、カルテルの高度化によって、早急にドイツの合理化に対応せんとした……したがってイギリスの産業合理化においては、技術的改善による合理化よりも、またはそれに代替して、企業の独占化、技術的合理化の組織的準備体制としての組織的合理化が支配的・特徴的形態となったといえよう。¹⁾」

このような企業の再編による競争力の強化という合理化の方向を、最も明確に意識し表明したのがメルチェット卿アルフレド・モンド (インベリアル・ケミカル・インダストリ株式会社社長) であった。彼はその著書「産業と政治」Industry and Politics, 1927 の中で次のように述べた。やや冗長にわたるが、産業合理化運動のイギリスにおける由来と手段とが明瞭にされているので引用しておこう。

「経済上の観点から見て最も重要な問題は、わが国の輸出市場を回復することであるが、しかしただ市場を回復しさえすればそれでよいというのではない。投下した資本に対して経済的報酬を支払い、またわが国民が納得する

だけの賃金を支払うことができ、なおそのほかに減価償却をなし得る程度に有利な価格を維持することができるのでなければならないが、それには大体において二つの方法がある。……すなわちその第一は外部的方法 *external line* とでも名付けるべきもので、世界の通商と景氣とを回復しよう種々の方法で他国に助力を与えることである。また第二の内部的方法 *internal line* は、生産費を低減するためにありとあらゆる手段を探求して、その中でも有効なものを採用することである。

しかしこの二つの方法についてみると、外部的方法はわが国が戦争によって貧しくなったために、今日では非常に困難になってしまった……戦争以来われわれは戦前のように多額の資本を海外に投資することができなくなったところであつた。わが国の輸出貿易が過去において不斷に増加したのは、言うまでもなく多額の海外投資がその主たる要因の一つであつたのである。……

私の意見では、これに比較すると生産費の低減という内部的問題の方がもっと根本的な問題のように思われる。各国の經濟機構は結局は生産費の高低に依存しているのであつて、われわれが最も力を注がねばならないのはこの点である。そして、能率増進の方法の中には実施するのに一寸手間のとれるものもあるが、しかし企業の合同の問題・專業化の問題・生産費の高くかかる廃朽工場を閉鎖する努力は最も重要な点であつて、その中でも特に企業の合同はできるだけ人道的にそれらすべての目的を達成する方法である。⁽²⁾

このモンドの提言は、一九二七年の二月に「いま産業の国有化というようにな全く死んでしまつてゐる問題 *entirely dead subject* についで語るとは時間の浪費である」と語つた人物によつて、「産業の国有化」 *nationalization of industry* に代わる「産業の合理化」 *rationalization of industry* への転換というコンテキストで語られたものである⁽³⁾。このことを考慮すれば、われわれの当面の課題と極めて直接的な関連を持つことが明らかになるであらう。つまり産

業合理化運動は、一九二六年までのイギリス労働組合運動の支柱の一つを成していた産業国有化という政策を、全く否定した上で成立するものだったのであり、敵対的な関係に立つはずだったのである。このことが、後述するように、労働組合運動が産業合理化運動にコミットしたときに生み出された特殊な問題の根源であることを、あらかじめ示唆しておこう。それとは別に、当時の労使関係において、モンドの発言が特別に関心をひきつけたのは、労働組合運動がゼネ・ストの敗北によってどん底の状態にあったとき、イギリス資本主義の再建という課題の中に「国民が納得するだけの賃金を支払うこと」を含め、彼を「『電気と化学との新時代』における『開明的資本家』⁽⁴⁾」と評価させるような役割を演じたことであった。この「開明的」な意図は、労働組合の機能を極端に抑制することを目指した一九二七年法の成立と、その下でのイギリス労働者階級の生活条件の下落に明らかに見られるように、イギリス資本主義の指導的理念とはついに得なかつたのであるが、それを歓喜して迎え入れたイギリス労働運動の指導理念には、深く喰い入るところとなつたのであった。

モンドのとなえた産業合理化運動は、労働組合を組み込むという点にその特色があった。そのような方法をとる必要は、彼が意図した企業集中を中心的 content とする合理化が「労働力の流動性と、労働者の便宜あるいは生活と無関係に産業の単位を再編成するための完全な自由を必要としたから」⁽⁵⁾であった。「ドイツでは「労働者の」従順さはフランスの占領による大量失業と飢餓によって確保された。イギリスでは労働組合が協力させられねばならなかつた」⁽⁶⁾。モンドがこの方向を選んだ基礎には、敗北に終つたとはいへ、ゼネ・ストを組織しうるまでに発達した労働組合のあらゆる難い勢力への配慮があつたことは間違いないし、さらに重要なことは、イギリス資本主義の停滞が、労働者に対する弾圧による労務費の節減というような短期的効果によって打開し得ない構造的なものであるという、正に佐野氏の指摘するような新しい時代の資本家としての彼の大局的判断によつていたと考えることができる。しかし、この判断

はかならずしもイギリスの資本家に一般的なものではなかった。「産業家たちはそれに飛びつかなかった。なぜなら、T・U・Cがかくもはつきりと戦闘性を放棄してしまっているのに、平和を維持するために特別に策を講ずる必要はなかったからである。」⁽⁷⁾そのため、資本側の発言者であるモンド・グループの資本家たちは、T・U・Cとの間に行なわれた産業合理化と産業平和のための交渉——いわゆるモンド・ターナー交渉——において、終始個人の資格でしか行動できなかった。全国レヴェルで雇用者を代表する地位にあったイギリス産業連盟 Federation of British Industries と全国雇用者総連盟 National Confederation of Employers とは、これに参加しなかつたばかりか、この交渉結果として発表された提案を世論に抗して拒否する態度をさえ取つたのである。⁽⁹⁾このような雇用者側の態度にもかかわらず、あるいはその強硬な態度の故に、T・U・Cの指導部はモンドの提案にとびついたのであつた。

ここでモンドの産業合理化の提言と産業平和の提言との関連について、若干のコメントをしておく必要があると考える。佐野稔氏はモンドのこの意図を「かかる資本の労働者にたいする態度は、従来の労働者階級にたいする強硬・弾圧策、とくにゼネスト、労働組合法等に見られる露骨な労働者攻撃からの画期的な転換であるといわなければならない」と⁽¹⁰⁾評価して、次のようにそのシエーマを描いている。「ゼネスト以前の労働者階級にたいする直接的攻撃を主要内容とする合理化・労働政策は、第一次大戦後におけるイギリス資本主義の危機をもっとも集中的にあらわした伝統的な基礎・輸出産業の代表たる炭坑資本の主導のもとにおこなわれた。それによつて、ゼネスト以後の合理化・産業平和運動の主導性は、I・C・Iの社長であるアルフレッド・モンドに典型的にしめされるように、『電気と化学との新時代』における『開明的資本家』によつて掌握されたといえよう。」⁽¹¹⁾この立場は、後にその経過を考察するところの「モンド・ターナー交渉」を起点とする産業平和運動を産業合理化の一過程と把握することに主要な目標があり、その限りでは同様の趣旨を述べているG・D・H・コール⁽¹²⁾とともに正確な把握をしていると見ることができるといえる。しかし、周知のように、この産業平和運動はそのものとしては極めて短期間に破産してしまつており、その当

時に有沢、阿部両氏によって周到に明らかにされたように、事実の進行は賃金の下落と労働時間の延長をもたらすに終わったのである。⁽¹³⁾したがって筆者は、一九二七年法制定を頂点とする資本の労働政策とモンド主義とが連続的なものであり、イギリス資本主義の構造変化にもなる政策転換であるという解釈をとることは、いささか躊躇せざるを得ない。筆者にとっては、モンド主義は資本の労働政策の主流から離れた過渡的なし傍系的な存在以上のものではあり得ない。この運動が持つ意義と、それがひきおこした諸現象の原因とは、ゼネ・スト敗北を契機とする労働組合運動の側での変化にこそ求められるべきであり、言葉を変えれば労働運動に内在した諸契機に帰せられるべきである。E・ベヴィン Bevin によって特徴づけられるその後のイギリス労働組合運動の政策形成の端緒という歴史的规定こそ重要なのである。このことは、本節冒頭で述べたように、国家独占資本主義の「結果」として労働組合の政策を問題にする視角に対して、国家独占資本主義の体制に「対して」労働運動がどのような組織と政策を形成したかという問題視角を充足させるためには、是非指摘しておかなければならない点である。

それでは、労働組合運動の指導者がこの提案を歓迎した彼ら自身の論拠はどこにあったのであろうか。T・U・C 事務局長 W・M・シートリン C. J. C. は一九二七年の末に論文を発表しているが、その中でモンド・グループと T・U・C 執行部の会談が、労働組合運動の発展過程における必然的な段階であることを強調しながら、次のように述べている。

「労働組合の発達の次の段階は、産業に起こっている諸変化と、労働者組織が生産制度 production system における能率、経済性および科学的開発の促進に対して果たし得る役割を、一般的に認識することに少なからず依存するのである。労働組合がこの方向を志すことは、基本的な政策において何らかの新しい出発をすることを意味しない。反対に、労働組合は、その発端から追及してきた政策路線を論理的かつ首尾一貫して追及しつつあるのである。」⁽¹⁴⁾

彼がこのような認識をする根拠として、労働組合が産業社会に行使するにいたった重要な影響力とともに、労働組合運動内部の集中化現象をあげていることは興味のあるところである。

「労働組合の間には明確な目的意識の成長が見られ、同時に全組織運動を代表する中央機関の手に権力を集中する傾向が顕著になってきた。この傾向の最も重要なあらわれは、T・U・Cの中央委員会 General Council に権限を付託し、労働組合全体に影響が及ぶ重要な原則問題を含む産業紛争に介入する権限を与えるばかりではなく、一般的な基本原則について交渉を行い、かつ一般的な問題について諸組合の政策を調整する権限をこの機関に与えたことに見ることができる。⁽¹⁵⁾」

「労働組合が労働者の間に獲得した組織の程度は、これに従来課せられてきたものより重要な機能を果たす力を与えている。⁽¹⁶⁾」

つまりシートリンにおいては労働組合はその組織的發展の結果あるいは成果として、産業運営に対して発言する立場に立ち至ったし、そのための主体的条件もととのった、と理解されている。このような理解は、もう一人の指導者——そしてこの時期以降のイギリス労働組合運動をその名前によって特徴づけるまでに大きな影響を及ぼした指導者——E・ベヴィンの理解と全く一致するのである。その伝記作家バロックは、この交渉こそ正にベヴィンが彼独自の政策のために待ち望んでいた機会であった、⁽¹⁷⁾ といっている。それはゼネ・ストによる労働組合運動の沈滞という力関係によって理由づけられるばかりではなく、産業に起こりつつある大きな変化に対して労働組合が発言力を持つべきであり、「賃金についての団体交渉では、もはや不十分である⁽¹⁸⁾」という認識を根拠とするものであった。

『合理化』——この時代のキャッチ・フレーズ——は、実際には産業組織の大規模化であった。ベヴィンは、それに反対するどころか、卒直にそれを歓迎すると述べた。彼は安手の節約によってのみ生き延びられるような多数

の雇用者と交渉するより、長期的視野を持ち得る一、二の大会社と交渉することを選んだ。⁽¹⁹⁾

労働組合の指導者たちのこのような考え方を反映して、モンド・グループもまた労働組合の組織に「権威」を認める基本方針を明らかにした。「雇用者たちは、T・U・Cが個々の組合を統制下に収めるかぎり、彼らの企業で労働組合を承認することを約束した。」⁽²⁰⁾このことは当時の労働組合運動にとって二つの点で大きな意味を持っていた。その一つは、ゼネ・ストでの勝利を契機として雇用者側が石炭産業を中心に画策していた御用組合の成長にブレーキを加えるという点であった。ベヴィンは、T・U・Cのこの意向に真向から反対していたA・J・クック Cookらのコミュニストに対して、「モンド会議はわが国に起こりつつある御用組合の生長に最大の妨害として働いた」と主張した。⁽²¹⁾しかしながら、本稿冒頭にふれたように、スペンサー主義と呼ばれる御用組合組織を利用した雇用者の産業別組合への攻撃は、ベヴィンのこのような主張にもかかわらず熾むことはなかったのであり、モンド・グループとT・U・C指導部との交渉は、当時のイギリス資本主義の体制を指導することはできなかったのである。しかしわれわれが注意しなければならぬことは、T・U・C指導部自身が思想的にはスペンサー主義とほとんど同じ状況にありながら、労働組合の会社組合への分解には抵抗せざるを得なかったことである。これは、モンド・ターナー交渉による「労資協調」がイギリス労働組合の組織的条件という基礎を持っていたためであり、かかる意味においてイギリス労働組合運動の内的契機に根ざすものであったことを裏付けている。

モンド・グループによる労働組合の「権威」の保証が持った第二の意義は、労働組合運動内部の革新的運動としての「少数派運動」の勢力を殺ぐことにあった。ゼネ・スト以後の労働組合運動と産業平和への展望によって締めくくられることによって、T・U・C執行部はゼネ・ストの「敗北」を文字通りの敗北として確定し、第一次大戦以降の運動の歴史を清算したのであった。それはまた労働組合を社会の構成要素とする「体制化」への序曲でもあった。

モンド・ターナー交渉においては、以上のように、イギリス労働組合の最高幹部は労働組合組織の保障を「獲得」しながら、産業合理化に同調したのであった。これは、労働組合が産業の管理者になることによって秩序を形成しようとした労働者管理を中心課題とする産業国有化運動に次いで、産業別組合がそれに宿命づけられたナショナル・インダリストを具体化しようとする第二の試みであった。そしてその試みにおいて、労働組合運動は「独占に対応する」政策として産業合理化の促進を選んだのである。

- (1) 佐野稔「産業合理化と労働組合」一九六一年、一五七頁。
- (2) 協調会(美濃口時次郎)「英国産業の合理化問題」一九三一年、八八頁以下。
- (3) Eldon Barry, *op. cit.*, p. 277.
- (4) 佐野、前掲書、二二二頁。
- (5) Eldon Barry, *op. cit.*, p. 278.
- (6) *ibid.*
- (7) *ibid.*, p. 279.
- (8) コール(林健太郎他訳)「イギリス労働運動史」Ⅲ、二八三頁参照。
- (9) 有沢広巳・阿部勇「産業合理化」一九三〇年、一八七頁参照。
- (10)(11) 佐野、前掲書、二二二頁。
- (12) コール、前掲書、二八二頁。
- (13) 有沢・阿部、前掲書、二五二頁以下。
- (14) W. M. Citrine, *The Next Step in Industrial Relations* (Manchester Guardian Supplement, Nov. 30th, 1927), cited in W. Milne-Bailey, *Trade Union Documents*, 1929, p. 432.
- (15) *ibid.*, p. 433.
- (16) *ibid.*, p. 434.
- (17) cf. A. Bullock, *The Life and Times of Ernest Bevin*, vol. 1, 1960, p. 393.

- (18) *ibid.*, p. 394 f.
 (19) *ibid.*, p. 395.
 (20) Eidon Barry, *op. cit.*, p. 280.
 (21) 有沢・阿部、前掲書、一七六頁。

四

産業合理化運動は、労働者階級に約束された労働条件の改善を少しも実現しなかったばかりか、有沢氏らの研究の示すように、全面的な労働条件の低下をもたらしたにすぎなかった。同時に、資本が意図した産業の再編成に独占・集中もまた、当時の一時的活況への近視眼的な対応によって、意図されたほどの効果を収めなかった。労働者階級の犠牲の上での相対的安定というべき内容にほとんど終っていた、と表現することができるであろう。その最も重要な指標は、失業問題——一九二二年以降一貫してイギリス資本主義を告発しつづけたこの問題——が、全くそのままの規模で労働者階級を圧迫しつづけたことであった。一九二八年のT・U・C大会で承認されたモンド・ターナー交渉の総結果が、長期にわたって耐えうるものでないことは直ちに明らかであった。またモンド・グループの提案が二つの資本家団体によって拒否された(一九二九年二月)ことによって、形式的にも終止符を打たれた。資本が主導する産業合理化が生み出したものについて、未だ組織的な反抗が起こらないうちに、事実の圧倒的な重みが労働者階級の上に覆いかぶさってきたのである。一九二九年の世界恐慌の直前に労働党が政権を担当したことは、指導者の意識と歴史の進行のギャップを考えれば、正しく悲劇の上塗りに終る宿命にあった。

労働運動がたどったこのような低迷の過程に比して、イギリス資本主義の再興を追求するグループの対応は、はるかに積極的であった。『合理化』運動の頂点は一九二九年に過ぎ去った。その理由は、不況によって『過度の合理

化』over-rationalization がより大きな産出高と失業をもたらすだろうというおそれが生れたことである。そして問題は、コストを切下げることより、総生産能力を削減することになった。それ以降、『計画』planning という言葉がもてはやされるようになった。⁽¹⁾「このような新しい風潮を導き入れたのは、労働党ではなく自由党であった。一九二八年に発行された Britain's Industrial Future は、イギリス資本主義再建のためはかなり徹底した調査研究であり、その中には伝統的な経済政策ならびに経済構造に対する急進的批判が含まれていた。そしてその批判基準は「統制された競争」という発想に支えられていた。⁽²⁾それはもちろん産業合理化運動の延長線上にあり、企業の統合を主要な論旨とするものではあったが、同時に政府の介入による統合の促進、ひいては産業の国家的支配の考えも内包するものであった。保守党の内部にさえ強制的な産業統制を待望する見解が、一九三一年の破局を経過する間に生れた。ハロルド・マクミランは一九三二年に次のように述べた。

「現在の環境のもとでは、経済政策が生産的活動の全領域にわたって有効に運用されるような機構 channel は存在していない。産業を世界環境に対応する自主的な単位として動かすような、代表者による支配機関の権威に、わが国の国家的産業のすべてを服従させる秩序ある構造を作り出すことが、第一義的に重要であると私が主張する所⁽³⁾はここにある。」

イギリス資本主義の再編成に対する国内世論がこのように保護主義にようやく傾きはじめてとき、伝統的な自由主義を擁護する最後の砦となったのは、皮肉にも、労働党内閣であった。フィリップ・スノーデンの頑強な金本位維持政策は、国家財政の危機を回避する手段として公務員の賃金切下げを勧告したメイ委員会 (Committee on National Expenditure) の非創意的な報告⁽⁴⁾を丸飲みにして強行され、労働者階級は自らの代表によって自らの犠牲の上で自由主義経済を守るといふ、奇妙な立場に置かれたのであった。労働党政府の遂行した仕事は、政権移譲を受けたときの前

任者の政策を金科玉条として保持することであった。労働党内閣が一九三一年について分裂し、ついでラムジイ・マクドナルドが同年九月二十一日に金本位離脱を決定して、不本意ながらチープ・マネーの時代を開いたとき、労働運動には何一つとして遺産が残されていなかったのである。

チープ・マネーの時代の経済政策に主体的にとりくみ得たのは、したがって、労働党ではなかった。この時期の労働党内の論議については筆者はすでに別の機会にふれた。いま明らかにしなければならないのは、このチープ・マネーの時代とともに新たに打ち出さるべき経済組織の展望に対して、その党内の論議がどのような姿で外にあらわれたか、という点である。

その実験素材となったものがH・モリスン Morrison によるロンドン旅客運輸事業の再編成であった。一九三〇年に Royal Commission on Transport の最終報告書が提出された。この委員会は「さまざまな形態の運送業を規制し、その統一的運営と開発を促進するための何らかの方策を策定する」ために一九二八年にポールドウィン前内閣によって招集されたものであったが、その結論として、(一) 国有化、(二) 私有のもとの合理化、(三) 国有にもとづく私営、(四) 公共の運輸トラスト、という四つの再編方式を並列していた。国有化とはこの場合とくに行政の長官のもとの国営を意味するもので、伝統的な郵便局方式であり、第二の合理化とは企業合同を意味しているが、その結果成立するものが管理されない独占 uncontrolled monopoly であることは自明であった。国有にもとづく私営とは、国有化された後民間に賃貸される方式であるが、当時の注意を集めるものではなかった。そして最後のトラスト方式こそ、後にモリスンの手で実現された「ロンドン旅客運輸局」London Passenger Transport Board の原型にあたるものであった。⁽⁶⁾

この答申をいかに受けとめるべきかをめぐって、いくつかの見解が労働運動の内部にあったが、注目すべきものは、

ベヴィンに指導されるT・G・W・U——その組合員にはロンドンのバス労働者がほとんど含まれていた——の動きである。この組合はジョン・クリフを送ってこの委員会に「運輸委員 traffic commissioners に認可権を与えて旅客・貨物を含む全道路運送業を公的に支配する」という意見を述べていた。この意見は全国鉄道労働組合 National Union of Railwaymen が鉄道を含む全運輸機関の国有化を主張していたことと対比すると、産業を私的な資本から切離すという点において共通しているとはいえ、国有化に向かう姿勢においてかなりの差異があった。この差異は、T・G・W・UとN・U・Rとが当時組合員の帰属をめぐって対立していたことも影響していたであろうが、基本的には鉄道と都市交通という両産業における経済組織の差異を反映して、独占に対応する態度に異なったものを持っているからであった。鉄道においては、すでに一九二一年の鉄道法によって、政府の干渉下でのカルテル形成が進行し、鉄道業の強力な経済的基盤が確立していた。⁽⁹⁾そして、一九二八年から三三年の間、鉄道労働者はこの強力な敵を相手に賃金カットの交渉に日々を送らねばならなかった。そこから生れてくる展望は——J・H・トーマスをはじめとする「妥協を受け入れることに最も意欲を示すN・U・R執行部」⁽¹⁰⁾は別として——、国有化の運動でしかなかった。これに対してベヴィンが、産業をより有効な単位に統合することを当面の最も緊急な課題であると認識し、そのための一つの手段として、公的支配を考える立場をとったのは、彼の属する産業分野がいわゆる過当競争によって困難を生じているものだったからである。⁽¹¹⁾

モリスンがロンドンの交通問題を公社という経営組織によって解決しようとしたとき、ベヴィンが基本線において直ちに彼と同意に達することができたことは、⁽¹²⁾右のような発想からすれば、自然なことであった。しかもその合意は Britain's Industrial Future において敷かれた政策路線の上にあったということが出来る。ベヴィンはマクミラン委員会 (Royal Commission on Finance and Industry) においてケインズと深く共鳴した経験を持ち、その報告書におい

ては彼とともに少数意見を提出していた。彼らが対立した問題は、イングランド銀行を公有化するか否かであって、それはケインズの雇用拡大政策に到達する手段の選択の問題にすぎなかった。⁽¹³⁾ さらに、モリスンが計画した L・P・T・B は、*Britain's Industrial Future* が公有化を必要とする産業について勧告していた経営組織であった。⁽¹⁴⁾

かくして、一九三〇年代の産業国有化政策への展望は、「公社」を組織形態の基礎とするものに変化した。この組織形態が選ばれた最大の理由は、経営運営の機関がその判断において自由に運営方針を決定するという条件に求められていた。そのことは、産業国有化政策の理念にも、一定の変化があったことを物語っている。すなわち、この政策はもはや資本Ⅱ賃労働関係の矛盾を体制的に解決するものとしてではなく、イギリスの産業を世界的不況の中からあるいは、世界経済の経済発展からの立遅れの中から救出する政策として把握され、意図されていたのである。ここにおいて、政策の主体はもはや労働者ではなく、「ビジネス・マン」であった。⁽¹⁵⁾ かかる意味において、産業国有化政策はイギリス資本主義の経済政策となることができたのであった。

したがって、公社において労働者が参加する共同管理 *joint control* という考え方が容れられなかったことは自然の成行きであった。ベヴィンの指導のもとで T・G・W・U が L・P・T・B 理事会への労働組合代表の参加の権利を主張したとき、その骨子は同組合書記長 J・クリフによって次のように説明された。

「産業の社会化 *socialization* が公社の形態をとろうと国家機関の形態をとろうと、また地方自治体経営の形態をとろうと、労働者は社会 *community* と労働組合の代表から成る支配・管理委員会が任命されることを要求する。また社会化された産業に従事する組合員を擁するものとして、労働組合が理事会に参加する一定の代表を選出する権利を、法にもとづいて団体として与えられるべきことを要求する。要求された任務を遂行する資格のある代表を選出することは労働組合の義務であり、社会にとって不適当な代表の任命は何らかの形でチェックしうることを確

認する。…(中略)…労働者はさらに、労働組合が理事会内部の何らかの規制にしたがうことを含めて、労働組合を通じて事業体内部の問題について自治 self-government の原則を適用する機構を確立する権利が与えられることを要求する。労働組合機構がある程度新しい状況に順応させられることは差支えないが、その状況の要求に対処するために自らの機構を用いることは安全に保持されねばならない⁽¹⁶⁾。」

つまり、労働組合は国営産業の経営形態のいかにかわらず、そこに代表を派遣して共同管理の一翼を担うべく意図されており、その場合労働組合の団体交渉機能は従前のように保持されるべきなのであった。この立論の前提には、第一に国営産業の経営形態は労働者による産業管理という理念と無関係であり、第二に労働組合代表の産業管理への参加は、労働組合の団体交渉とは無関係である、という二面があった。第一の前提について見ると、たしかに労働組合の産業管理への参加は形式的にはどのような経営形態においても可能であり、公的所有という条件さえ必須のものではない。したがって労働運動がかかげてきた労働者管理あるいは郵便局的な国営方式が、いまここで公社に転換されたとしても、その経営の内部へ労働組合が入り込む形式には変更を加える必要は形式論理的には生れないといえる。しかし、公社方式への転換が産業合理化運動というイギリス資本主義の構造的再編成のための運動の中で起こったものである以上、こうした形式的な発想には自ら限界があった。共同管理を評価する規準はもはや社会的理念ではなく能率に置き換えられてしまっていたのであり、共同管理あるいは労働者管理はこの新しい規準によって犠牲にされるべく約束されていたのである。かりに存在を認められるとしても、それは能率に従属するものとしてそれを促進する手段の一部に加えられねばならなかった。

団体交渉権を国営産業の経済組織とは無関係のものとして眺める第二の前提は、労働組合主義の発露そのものである。労働組合機能を一切の束縛から独立させるこの発想は、L・P・T・B に対する労働組合の対応としては極めて当然

であり、最も現実的であったといふことができるが、しかし労働組合の経営参加⁽¹⁷⁾共同管理の主張と同時に提起されたこの発想は、内的な矛盾をはらんでいたことは自明である。モリスンが指摘したような、理事会に籍をおく労働組合の代表者が団体交渉において経験しなければならぬであろう困難な立場は、この内的矛盾のあらわれであり、戯画にはかならなかつた。また、別の見方からすれば、団体交渉の限界を打破すべく提起されたはずの産業国有化という産業別組合の政策が、団体交渉の領域の中に位置づけられ、歪小化されたことを、それは意味している。L・P・T・Bにおける労働者代表が、専門家 expert という資格において承認され、労務管理の職分を与えられたことは、ベヴィンに代表される労働組合主義が自らの国有化論において抱いていた論理的不統一の皮肉な発現であつた。

(1) S. Pollard, *the Development of the British Economy 1914-1950*, 1962, p. 169.

(2) 「世論は『統制された』競争 'controlled' competition という新しい理念にむかつて徐々に移行しつつあつた。……この考え方はレイヨン、アルミニウム、染料、自動車、電気および政府に援助されているもの一般において、すでに実施されてゐた。」 J. H. Dunning & C. J. Thomas, *British Industry: Changes and Development in the Twentieth Century*, 1961, p. 26.

(3) Cited in: Pollard, *op. cit.*, p. 170.

(4) 「メイ委員会報告は銀行家と經理士によって作られた。新しい経済的職術を示唆することは彼らの仕事ではなかつた。また彼らがそれを試みたところで、おそらくできなかつたであろう。彼らは誤りを犯したに違いない。なぜなら銀行家と經理士の常道は、警告する立場にあるからである。しかし彼らは規則は知っていたし、計算もした。それが彼らのしたすべてであつた。しかしその結果は第一級の重要性を持つ政治的文書となつた。それは思慮ある財政の限界がすでに破られており、もし破産を免れようとすれば、かなり思い切つた方策を講ずる必要があることを示唆していた。それがどんな方策であるかはほのめかされていたが、それらの方策はいかなる政府であつても簡単に受け入れられない類のものであつた。社会主義の政府であつたらなおさらのことであつたはずであつた。」 A. J. Youngson, *the British Economy 1920-1957*, 1960, p. 83f.

(5) Eldon Barry, *op. cit.*, p. 288.

(6) *ibid.*

- (7) Bullock, *op. cit.*, p. 413.
- (8) cf. P.S. Bagwell, *the Railwaymen*, 1963, p. 505-6.
- (9) 「この法律（一九二一年法）によって与えられる巨額の補償が施行された暁には、このグループ（鉄道業）はずばらしいスタートを切ることになるだろう。鉄道が生れて以来、その財政的基盤がかくも健全であったことはかつてなかった」と。当時のフアインシヤル・タイムズは解説していた。cf. Labour Research Department, *Labour and Capital on the Railways*, 1923, p. 27 f.
- (10) Bagwell, *op. cit.*, p. 518.
- (11) 「自動車輸送は一九二〇年代に急速に他の公共輸送手段を凌駕しはじめ、その社会的・経済的影響は大きかった。それがもたらす利点は明らかであったが、競争する会社間およびバスと電車、鉄道と自動車というような他の輸送機関との間の不規則で無駄な競争によって帳消しにされていた。N・U・Rは別として、T・G・W・Uはこれにまき込まれた最大の組合であった。組合員たちは会社が競って賃金を引下げ、長時間労働を強い、安全規則を犯すという状況に悩んでいた。」 Bullock, *op. cit.*, p. 412.
- (12) *ibid.*, p. 459.
- (13) 「彼（ペウイン）が強く求めた点は積極的な国家の計画の施策をとること、基礎的な産業（石灰・鉄鋼）を再編すること、運輸と動力を国の機関として整えること、そしてケインズの資本開発の計画を全面的に採用することであった。」 Bullock, *op. cit.*, p. 433.
- (14) 「もしこれ（産業の国有化）が直接的な国家企業経営を意味するなら、われわれはそれに反対する。政府によって所有され、公共の利益のために運営される大事業を取り扱う最も良い方法は、株式会社と類似の公共委員会 Public Board というようなものによることで、この場合資本は国に所有され、取締役は国に任命されるものとする。」 Britain's Industrial Future, 1928, p. 457.
- (15) それ（公社）の成功の一因は、その競争者（労働者管理あるいは行政的管理 departmental control）につきものの欠点から自由である、という想定にあった。なぜならこの自由こそ、合理化の必要を確信し、自発的行動には障害が多いため、公共的所有が進歩のための唯一の方途であると考えるにいたったビジネス・マンや行政家にとって、受け入れ易くしたものであったからである。」 H.A. Clegg & T.E. Chester, *the Future of Nationalisation*, 1955, p. 40 f.

- (16) The Workers' Status in Industry: Labour Party Study Guide No. 5, 1933, cited in Hanson, op. cit., p. 384.
 (17) cf. *ibid.*, p. 385f.

むすび

以上においてわれわれは産業国有化が石炭産業においてどのような現実的基盤から実現し、その結果として労使関係にどのような問題を生み出したかを観察し、そこから引き出された諸問題の根源を探る意味で、労働運動における産業国有化政策の位置づけの変遷を考察してきた。

その結果として、労働者管理運動においても、産業合理的運動においても、また公社制度のもとでの産業国有化政策においても、イギリス労働者階級の運動は労働組合主義によってその最後の形態を与えられてきたことを見た。それにもかかわらず、第二節の分析が示すように、到達点であったはずの戦後の国有化産業の中でイギリス労働者階級が確保したものは、行政機構と化した労働組合であり、それは労働組合主義にとって反対物以外の何ものでもなかった。もしも読者が視点を現在のイギリスで展開されている所謂所得政策とその下での国有産業の労使関係のあり方・役割に移すならば、この皮肉な現象はますます鮮明なものとなるであろう。労働組合主義が労働組合運動に作り出したこの閉鎖した状況が労働組合にとって不可避のものであったか否かは、労働組合運動の将来を担うものがどのような展望を持つものであるかにかかっていると見えよう。しかし、その新しい展望を持つ労働組合運動が労働組合主義という特定の思潮に属するものであることは、もはや保証されていない。なぜなら、われわれが考察してきた過程は労働組合にとっては論理的なものであったし、もし別の過程を選ぶとすれば、それはその論理がおかれている基盤は、つまり、労働組合という組織にのみもとづく運動という基盤を、別のものに置き換えねばならないからである。

もとより本稿での分析は、さらに詳細な労使関係の検討によって裏付けられなければならないし、またそのための問題提起にとどまるのであり、性急な論断は避けなければならないだろう。国有産業の労使関係の特徴をより正確に把握するためには、たとえば公社の組織とその運営の実態についての検討をまたねばならない。また歴史過程の分析についても、たとえば一九二八年の自由党の産業調査報告を実態と照らし合わせながら検討するような作業によらなければ、十分な結果は得られないであろう。それらの問題は稿を新たにして展開することにしよう。もしも本稿によって、産業国有化運動についての在来の観念論的な批判が、資本Ⅱ賃労働関係の客観的論理を説明するという目的にとって十分なものではなく、労働組合運動のぎりぎりの可能性を追求したこの運動を、論理的にも具体的にも説明する必要があることが、読者に若干でも印象づけられれば、それだけで筆者の目的としたところは十二分に満されているのである。

本稿は昭和四十一年度文部省科学研究費（各個研究）による研究成果の一部である。